

日病薬発第22-302号

平成22年12月22日

社団法人日本病院薬剤師会
会 員 各 位

社団法人日本病院薬剤師会
会 長 堀 内 龍 也
法人化特別委員会
委員長 木 平 健 治

新公益法人制度への対応について

平素より日本病院薬剤師会の運営にご高配を賜り御礼申し上げます。
新公益法人制度への対応につきましては、平成23年2月初旬に内閣府へ一般社団法人への移行申請を行うための準備を進めております。下記に最新情報を公開いたしますので、ご覧下さいますようお願いいたします。

別添1. 日本病院薬剤師会の定款・定款細則改正（案）について

日本病院薬剤師会の定款・定款細則改正（案）について

1. 総則

○法人格

非営利性が徹底された一般社団法人に移行する。

2. 目的及び事業

○目的

本会は都道府県病院薬剤師会との連携のもと、病院、診療所に籍を有する薬剤師の倫理及び学術水準を高め、質の高い薬物療法の確保を図ることにより、国民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

○事業

- (1) 医療安全及び医薬品の適正使用に関する事項
- (2) 生涯研修に関する事項
- (3) 各種認定に関する事項
- (4) 薬学教育の向上に関する事項
- (5) 学術大会、研修会等の開催及び協力に関する事項
- (6) 機関誌及び図書等の刊行に関する事項
- (7) 調査研究に関する事項
- (8) 国際交流に関する事項
- (9) 関係諸団体との連携及び協力に関する事項
- (10) 会員の労働環境の整備及び福利厚生に関する事項
- (11) その他本会の目的を達成するのに必要な事項

3. 会員

○正会員

病院、診療所、介護保険施設に籍を有し、又は本会に勤務し、本会の目的及び事業に賛同する薬剤師

○特別会員

正会員以外の薬剤師免許を持ち、本会の目的及び事業に賛同する個人

*正会員及び特別会員は都道府県病院薬剤師会の会員である者とする。ただし、本会に勤務する薬剤師はこの限りではない。

○名誉会員、有功会員については従来通りとする。

4. 代議員

○代議員

代議員は正会員の中から都道府県病薬毎に選挙により選出し、人数は都道府県病薬の正会員 500 名につき 1 名（500 名に満たない場合は 1 名）とする（端数の取り扱いは理事会が定める）。代議員を法律上の社員として取り扱う。

代議員は正会員資格の喪失などの場合に資格を失う。

○補欠の代議員

代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を正会員の中から都道府県病薬毎に選挙で選出することができる。

○任期

代議員の任期は 7 月 1 日から二年間とする。

○報酬

代議員は無報酬とする。

- 移行期における代議員は、平成 22 年度に正会員による選挙で選出された 121 名とし、その任期は一般社団法人移行登記日から平成 25 年 6 月 30 日までとする。

- 移行期における補欠の代議員は都道府県病薬毎に選出し、その補欠期間は代議員の任期に準じる。

5. 役員

○理事

会長 1 名、副会長 5 名以内、専務理事 1 名以内、常務理事 5 名以内、理事 13 名以上 18 名以内の合計 25 名以上 30 名以内とする。

○監事

2 名以上 3 名以内とする。

○候補者資格

役員候補者は次の者とし、立候補資格などは別に定める。

理事：本会の業務に精通した者

監事：本会の業務に精通した者及び関係法令及び会計制度に精通した者

○任期

理事及び監事の任期は総会での選出後、二年間とする。

○給与

常勤役員には総会で定める常勤役員規程に基づき、給与を支給する。

- 移行期における役員は、平成 22 年度に就任した理事 30 名、監事 2 名とし、その任期は平成 24 年 6 月に開催する通常総会までとする。

6. 総会

○議決権者

総会は代議員が出席し議決権を行使する。

総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決するか又は、委任状その他代理権を証明する書面を本会に提出して、代理人（他の正会員に限る）にその議決権を代理行使させることができる。この場合、当該総会に出席したものとみなす。

○開催時期

6月に通常総会を開催し、翌年2月に臨時総会を開催する。

通常総会を法人法上の定時社員総会とする。

○会議の成立

代議員の2分の1以上の出席で成立する。

○決議事項

原則として出席代議員の2分の1以上の賛成で決定する。

(下線の事項は総代議員の3分の2以上の賛成で決定する)

<毎年決議する事項>

- ・事業報告及び計算書類の承認（通常総会）
- ・事業計画及び予算の承認（臨時総会）

<二年に一度決議する事項>

- ・理事及び監事の選任（通常総会）

<必要に応じて決議される事項>

- ・定款の変更
- ・監事の解任
- ・会員の除名
- ・合併に関すること
- ・解散に関すること
- ・理事会が付議した事項
- ・理事の解任
- ・理事及び監事の補充選任
- ・理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- ・役員の実任の免除
- ・名誉会員、名誉会長の選任
- ・その他定款に定められた事項

7. 理事会

○議決権者

理事会は全ての理事が出席し議決権を行使する。

監事は理事会の監督を行う。

(会長が指名した者はオブザーバーとして理事会に出席できる)

○開催数

年間 6 回程度開催する。

○会議の成立

理事の 2 分の 1 以上の出席で成立する。

○決議事項

出席理事の 2 分の 1 以上の賛成で決定する。

- ・ 本会の業務執行の決定
- ・ 理事の職務の執行の監督
- ・ 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職
- ・ その他重要な会務の決定

8. 常務理事会（諮問機関）

会長、副会長、専務理事、常務理事が出席し、理事会より委任された事項及び会長が理事会に付議する事項の協議し、理事会に報告を行う。

(会長が指名した者はオブザーバーとして常務理事会に出席できる)

9. 地方連絡協議会（諮問機関）

都道府県病院薬剤師会会長及び本会役員が出席し、都道府県病院薬剤師会会長が提出した事項や本会理事会が付議した事項について連絡協議する。

10. 会計等

○事業計画・予算

事業年度開始前に総会の承認を受けるものとする。

○事業報告・決算

事業年度終了後 3 ヶ月以内に監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

○会費

正会員・特別会員は 8,000 円 (年間)

賛助会員は 一口 20,000 円 (年間) とする。

○事業年度

4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

11. その他

○事務所

一般社団法人への移行に伴う事務所の移転は行わない。

○公告方法

法律上の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。会員に必要な広報は適時日本病院薬剤師会雑誌及びホームページにて行う。

(平成 22 年 12 月 22 日現在)

(参考)

< 1. 会議 >

会議名	会議の位置づけ	出席者
総会	最高議決機関	代議員、理事、監事
理事会	業務執行決定機関	理事、監事、 (会長が指名した者 (オブザーバー))
常務理事会	諮問機関	会長、副会長、専務理事、常務理事、 (会長が指名した者 (オブザーバー))
地方連絡協議会	連絡調整機関 諮問機関	都道府県病薬会長、理事、監事

< 2. 理事の役割分担 >

	人数	法的地位	理事としての職務内容
会長	1名	代表理事	法人を代表し、業務を執行する
副会長	5名以内	執行理事	会長を補佐し、業務を執行する
専務理事	1名以内	執行理事	会長、副会長を補佐し、業務を執行する
常務理事	5名以内	執行理事	会長、副会長、専務理事を補佐し、業務を執行する
理事	13名～ 18名	理事	業務執行の決定に参画する

< 3. 会務執行部・委員会 >

理事会の補助的機関として会務執行部及び委員会を置き、副会長が担当役員となる。会務執行部長、委員会委員長は会長が指名した者が就任し、会務執行部員、委員会委員は会務執行部長、委員会委員長が推薦し、理事会が承認した者とする。

<総会・理事会・常務理事会の位置づけのイメージ>

